

「大日本帝国憲法制定と筑前共愛会草案との関わりについての一考察」

研究代表者 大西 斎

共同研究者 スピルマン・クリストファー

1 大日本帝国憲法制定と自由民権運動団体による憲法制定草案

大日本帝国憲法（明治憲法）制定に際しては、多くの自由民権運動団体による憲法制定草案が策定され提起されている。その数は確認されているだけでも 42 件が挙げられる。

（1）。また、幕末から憲法制定に影響を与えた私案を含めて捉える見解には憲法草案の件数を 94 件と捉える（2）ものもある。

これらのなかでも、著名かつ大日本帝国憲法制定に大きな影響を与えたものとして、共存同衆「私擬憲法意見」1879 年、交詢社「私擬憲法案」1881 年、植木枝盛「日本国々憲按」1881 年、そして筑前共愛会の「大日本帝国憲法概略見込書」1880 年（3）が挙げられる。

筑前共愛会は元々は、福岡の士族民権結社である「向陽社」が中核となり 1897 年 12 月に結成された筑前共愛公衆会を 1880 年 4 月に名称を変更したものである。この筑前共愛会は、筑前各町村から選出した委員を結集する方法をとり、豪農層がその基底となって結成された（4）。

2 筑前共愛会における「大日本帝国憲法概略見込書」の特徴

「大日本帝国憲法概略見込書」は、福岡の民権結社である筑前共愛会が、1879 年 11 月ころから憲法草案の作成に着手し 1880 年 2 月（明治 13 年）に、公表された全 138 ヶ条からなる帝国憲法の草案であり、立憲君主制に基づく天皇制のあり方を明示したものとして画期的といえる。また、立法権の権威を尊重した面においても当時としては極めて斬新的であった。同会の草案は、自由民権運動の担い手である民間政治結社の発表した憲法草案として年代の明確なものとしては最古の部類に入るもので、強い民権思想が表明されている（5）といえる。

全 138 ヶ条のなかの主立った条項を以下に考察していく。

（1）天皇と議会

国体及び政体として、「①「皇太神ノ神孫タル」皇統、②皇帝の下での永世立憲君主政治、③男子なき場合には女帝を認める、④皇太子は立太子に当たり国会において憲法遵守を宣誓、⑤結婚・皇位継承順位の変更は国会の承認を要する」とする。このなかで特に斬

新的といえることは、③の女帝を認めるということである。これは、現在の皇室典範と比較しても極めて進歩的な考え方ということがいえる。

(2) 国民の権利

国民及び国民の権として、帰化外国人の権利については、「法における平等、公務就任権、言論・出版の自由、人身の自由、財産権、信書の秘密、請願権、結社・集会の自由、学教科教授の自由、教法の自由」などを法律の留保なしに認めたという点が、当時としては、帰化外国人の権利のあり方を前向きに捉えた画期的ともいえる考え方といえる。

(3) 立法権

立法権については、「①二院制、②皇室費の議定・皇太子及び摂政の宣詞を受ける・摂政の選定・国費の議定・決算の検査・公債の起債・国財を費やし又は国境を変更する条約の承認・陸海軍の限定・皇帝の結婚及び皇位継承順位の変更の承認等の権能を有する、③憲法・法律及び国民自由の権を監護する、④法律について皇帝の裁可なき場合には再議に付すことができる」とした。これは、上述のように立憲君主制に基づく天皇制のあり方を明確にしたものといえる。議会と天皇の関連を考えれば、当時君主制をとっていた世界の国においても大変進んだ考え方を提示したものといえる。

また、上院は、「①普通復選法により 30 歳以上の華族・大法院長官・国家功労者等から選出、②定数は下院の 10 分の 1 以下・任期 6 年で 2 年ごとに 3 分の 1 を更選、③大法院長官の弾劾権等を有する」と明記した。なかでも議会（上院）が、大法院長官の弾劾権等を有するという事は、三権分立を保持するうえで大変重要なことである。現在の日本国憲法の弾劾裁判所の原形をここに見いだすことができる。

さらに、下院においては、「①普通復選法により 5 万人ごとに一人を選出・25 歳以上の男子で戸主である者に被選挙権を賦与、②任期 4 年で 2 年ごとに半数を更選、③財政議決権・大臣等の弾劾権を有する、④議員は全国民の代理であって府県の総代ではない旨を明示」している。選挙権に関しては、完全ではないにしても初期の段階から納税額に関わりなく、戸主だけとはいえ選挙権を公平に与えるということにおいて、後の男性だけに投票権を与えた選挙制への礎となった極めて進歩的な考え方といえよう。

(4) 行政権

行政権として、「①皇帝の不可侵・無答責、②皇帝と大臣の意見が異なった場合は大臣は辞職の上で議会に訴える権利を有する、③国家の重要事件・宣戦講和等を議するため議官 5 名からなる参議院を置く」とした。大日本帝国憲法が、大臣が天皇を補弼するとするとし

ていることから考えても、いかに本草案が行政権の独立を尊重しようとしているかが伺えるものである。

(5) 司法権

司法権においては、「①司法の独立を明記、②大法院長官等は国民の選出した5名の中から皇帝が特命する、③刑事及び国事事犯の裁判は陪審による」としており、すでに陪審制度を念頭においているという面で画期的ともいえる。

3 筑前共愛会における「大日本帝国憲法概略見込書」研究の意義

筑前共愛会における「大日本帝国憲法概略見込書」は、当時の海外の憲法を比較法学的にも大変よく分析検討して草案の作成を行っているといえる。

また、筑前共愛会は、民権派左派に接近する一方、国権主義的色彩も強く有しており、後年、右翼団体「玄洋社（頭山満ら）」へと変貌していく組織である（6）。それだけに、同会の草案が大日本帝国憲法にどのように取り入れられて後の国家のあり方を方向づけていったかを究明していくことは、戦前の政治体制を勘案するうえにおいても、玄洋社の成り立ちを考えるうえにおいても大変重要なことである。今後さらに、法学的視点と近現代史の視点の両面から「大日本帝国憲法概略見込書」を解明していくことは意義深いことといえよう。

註

(1) 家永三郎、松永昌三、江村栄一共著「明治前期の憲法構想」福村出版・2005年。

(2) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会「明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料（明治憲法の制定過程について）」衆憲資第27号・2003年5月8日、23～25頁。

(3) 筑前共愛会「大日本帝国憲法見込書大略」（憲政史編纂会収集文書）1880年2月。

(4) 新藤東洋男『自由民権と九州地方』古雅書店・1982年。

(5) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会・前掲資料、26頁。

(6) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会・前掲資料、26頁。